

平成29・30年度埼玉東部消防組合建設工事等入札参加

資格申請に係る質疑応答について

平成29年1月31日現在
作成者 総務課財政担当

標記の件について、皆さまから多数ご質疑いただきました内容について、下記のとおり取りまとめましたので、申請手続きの参考としてご活用ください。

記

1 質疑応答事項

(1) 共通事項

Q1. 平成29・30年度埼玉東部消防組合建設工事等入札参加資格申請の手引に記載されている提出書類の内容と申請区分ごとの提出書類チェックリストに記載されている提出書類の内容に差異がある場合はどちらに従って提出書類を準備すればよいのか。

A1. チェックリストは不足資料がないか確認をする目安として添付しております。

申請者により提出する書類に若干の差異はございますが、手引に記載されている提出書類を十分に確認したうえで不足のないようご提出いただけますようお願いいたします。

Q2. 消防局で様式の指定がないものについて、都道府県や他の地方自治体に提出した同様の資料の写しをもって提出することができるか。

A2. 様式の定めのないものについては、埼玉県や他の地方自治体の提出で添付した資料を活用することは問題ありません。

しかし、提出された資料が、当消防組合が提出を求めている内容ではない場合は、別途追加で資料提出を依頼する場合があります。

(2) 建設工事 【※経常建設共同企業体建設工事も含む】

Q 1. 「技術職員入力表（建設工事）」について、『書類区分』や『資格コード』とあるが、申請の手引にそれらの区分やコードなどの記載がない。何を参考にして記入すればよいのか。

A 1. 埼玉県に申請した建設業許可申請に基づき、その書類区分、資格コード及び申請人数を記入してください。

Q 2. 「技術職員入力表（建設工事）」に人数を記入する欄があるが、現在、該当するすべての職員の数を記入する必要があるのか。

A 2. 埼玉県に申請した建設業許可申請に申請した人数を入力してください。（つまり、その内容が、都道府県への申請した内容と同様となるよう記入してください。）

Q 3. 「技術職員名簿（建設工事）」について、『資格コード』や『業種コード』とあるが、どんなコードを記入すればよいのか。

A 3. 埼玉県に申請した建設業許可申請に基づき、資格コード及び業種コードを記入してください。

Q 4. 決算時期の都合により、申請期間内（平成29年2月13日から平成29年2月24日）までに平成28年に通知される「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」を添付することができない場合はどうすればよいのか。

A 4. 既に通知されている直近2年分（この場合は、平成26年及び27年分）の通知書の写しを申請期間内に先行して提出していただいたうえで、後日、平成28年の通知書を郵送していただければ申請を受理いたします。

2 その他

今回の質疑とは別に、追加掲載する場合や、その他必要な事項について、情報を公開する必要がある場合は、当消防組合ホームページ『ニュース』欄に掲載いたしますので、定期的に当消防組合ホームページをご確認ください。

なお、皆さまから申請をいただきました内容については、後日、ホームページにより『平成29・30年度入札参加資格者名簿』として、その内容を掲載する予定となっております。